



島根県報

平成24年3月23日（金）

第2,377号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【告 示】

家畜伝染病予防法の規定による検査の実施	（食料安全推進課）	2
家畜伝染病予防法の規定による注射の実施	（ " ）	4
保安林の指定	（森 林 整 備 課）	5
都市計画事業変更の認可（3件）	（都 市 計 画 課）	5

【公 告】

基本測量の終了	（用 地 対 策 課）	6
公共測量の実施	（ " ）	7

【公安規則】

島根県道路交通法施行細則の一部を改正する規則	（警 察 本 部）	7
------------------------	-----------	---

告 示

島根県告示第172号

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第5条第1項の規定により監視伝染病の検査を次のとおり実施するので、同条第2項の規定により告示する。

平成24年 3 月23日

島根県知事 溝 口 善兵衛

検査の種類	実施の目的	実施対象となる家畜又はその死体の種類及び範囲	検査の方法	実施する区域	実施の期日
ブルセラ病検査	ブルセラ病の発生予防	1 搾乳の用に供し、又は供する目的で飼育している雌牛及びこれらと同一施設内で飼育している生後90日を経過した牛のうち、家畜保健衛生所長が必要と認める牛 2 種付けの用に供し、又は供する目的で飼育している雄牛及びこれらと同一施設内で飼育している生後90日を経過した牛のうち、家畜保健衛生所長が必要と認める牛 3 家畜保健衛生所長が必要と認める家畜	ブルセラ急速凝集反応法とし、必要に応じてエライザ法、試験管凝集反応法又は補体結合反応法とする。	1 出雲市（旧出雲市及び旧斐川町の区域に限る。）、益田市、大田市（旧温泉津町の区域に限る。）、安来市（旧安来市の区域に限る。）、江津市	平成24年4月1日から平成25年3月31日までの間において当該家畜の所在地を管轄する家畜保健衛生所長が指定する日
				2及び3 当該家畜の所在地を管轄する家畜保健衛生所長が指定する区域	
結核病検査	結核病の発生予防	1 搾乳の用に供し、又は供する目的で飼育している雌牛及びこれらと同一施設内で飼育している生後90日を経過した牛のうち、家畜保健衛生所長が必要と認める牛 2 種付けの用に供し、又は供する目的で飼育している雄牛及びこれらと同一施設内で飼育している生後90日を経過した牛のうち、家畜保健衛生所長が必要と認める牛 3 家畜保健衛生所長が必要と認める家畜	ツベルクリン皮内注射法	1 出雲市（旧出雲市及び旧斐川町の区域に限る。）、益田市、大田市（旧温泉津町の区域に限る。）、安来市（旧安来市の区域に限る。）、江津市	2及び3 当該家畜の所在地を管轄する家畜保健衛生所長が指定する区域
				2及び3 当該家畜の所在地を管轄する家畜保健衛生所長が指定する区域	

<p>ヨーネ病検査</p>	<p>ヨーネ病の発生 予防</p>	<p>1 搾乳の用に供し、又は供する目的で飼育している雌牛及びこれらと同一施設内で飼育している生後6ヶ月を経過した牛のうち、家畜保健衛生所長が必要と認める牛 2 種付けの用に供し、又は供する目的で飼育している雄牛及びこれらと同一施設内で飼育している生後6ヶ月を経過した牛のうち、家畜保健衛生所長が必要と認める牛 3 発生地域の牛及び汚染地域からの導入牛並びにこれらとの同居牛で家畜保健衛生所長が必要と認める牛 4 家畜保健衛生所長が必要と認める家畜</p>	<p>スクリーニング法又はエライザ法とし、必要に応じてヨーニン検査、補体結合反応検査又は細菌検査とする。</p>	<p>1 出雲市（旧出雲市及び旧斐川町の区域に限る。）、益田市、大田市（旧温泉津町の区域に限る。）、安来市（旧安来市の区域に限る。）、江津市 2 から 4 まで 当該家畜の所在地を管轄する家畜保健衛生所長が指定する区域</p>	
<p>牛海綿状脳症検査</p>	<p>牛海綿状脳症の発生状況及び動向把握</p>	<p>牛海綿状脳症対策特別措置法（平成14年法律第70号）第6条第1項の規定による届出対象となる牛（牛海綿状脳症対策特別措置法施行規則（平成14年農林水産省令第58号）第4条の規定に該当する場合を除く。）</p>	<p>エライザ法</p>	<p>県下全域</p>	<p>平成24年4月1日から平成25年3月31日まで</p>
<p>アカバネ病検査</p>	<p>牛のアカバネ病の発生予察</p>	<p>家畜保健衛生所長が必要と認める牛</p>	<p>血清学的検査</p>	<p>県下全域</p>	<p>平成24年4月1日から平成25年</p>
<p>チュウザン病検査</p>	<p>牛のチュウザン病の発生予察</p>	<p>家畜保健衛生所長が必要と認める牛</p>	<p>血清学的検査</p>	<p>県下全域</p>	<p>3月31日までの間において当該</p>
<p>アイノウイルス感染症検査</p>	<p>牛のアイノウイルス感染症の発生予察</p>	<p>家畜保健衛生所長が必要と認める牛</p>	<p>血清学的検査</p>	<p>県下全域</p>	<p>家畜の所在地を管轄する家畜保健衛生所長が指</p>
<p>イバラキ病検査</p>	<p>牛のイバラキ病の発生予察</p>	<p>家畜保健衛生所長が必要と認める牛</p>	<p>血清学的検査</p>	<p>県下全域</p>	<p>定する日</p>
<p>牛流行熱検査</p>	<p>牛の牛流行熱の発生予察</p>	<p>家畜保健衛生所長が必要と認める牛</p>	<p>血清学的検査</p>	<p>県下全域</p>	
<p>伝達性海綿状脳症検査</p>	<p>めん羊及び山羊の伝達性海綿状脳症の発生状況及び動向把握</p>	<p>家畜保健衛生所長が必要と認めるめん羊及び山羊</p>	<p>ウエスタンブロット法</p>	<p>県下全域</p>	

馬伝染性貧血検査	馬伝染性貧血の発生予防	1 繁殖の用に供し、又は供する目的で飼育している雌馬	寒天ゲル内沈降反応法	当該家畜の所在地を管轄する家畜保健衛生所長が指定する区域
		2 種付けの用に供し、又は供する目的で飼育している雄馬		
		3 前2号の馬と同一施設内で飼育している馬		
		4 競馬法（昭和23年法律第158号）による競馬に出場する馬		
		農林水産大臣又は知事の指定する馬	寒天ゲル内沈降反応法	県下全域
豚コレラ検査	豚の豚コレラの発生予防	家畜保健衛生所長が必要と認める豚	血清学的検査	県下全域
オーエスキ病検査	豚のオーエスキ病の発生予防	家畜保健衛生所長が必要と認める豚	血清学的検査	県下全域
豚の豚流行性下痢（PED）検査	豚の豚流行性下痢の発生予防	家畜保健衛生所長が必要と認める豚	血清学的検査	県下全域
伝染性胃腸炎検査	豚の伝染性胃腸炎の発生予防	家畜保健衛生所長が必要と認める豚	血清学的検査	県下全域
豚繁殖・呼吸器障害症候群（PRRS）検査	豚の豚繁殖・呼吸器障害症候群の発生予防	家畜保健衛生所長が必要と認める豚	血清学的検査	県下全域
流行性脳炎検査	豚の流行性脳炎の発生予防	家畜保健衛生所長が必要と認める豚	血清学的検査	県下全域
ニューカッスル病検査	家さんのニューカッスル病の発生予防	家畜保健衛生所長が必要と認める家さん	ウイルス分離検査又は血清学的検査	県下全域
高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザ検査	家さんの高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザの発生予防	家畜保健衛生所長が必要と認める家さん	ウイルス分離検査又は血清学的検査	県下全域
腐蛆病検査	みつばちの腐蛆病の発生予防	転飼をしようとするみつばち 県内飼育みつばちで家畜防疫員が必要と認めるもの	肉眼的検査又は細菌学的検査	県下全域

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第6条第1項の規定により特定疾病又は監視伝染病を予防するための注射を次のとおり実施するので、同条第2項の規定により告示する。

平成24年 3 月23日

島根県知事 溝 口 善兵衛

注射の種類	実施の目的	実施対象となる家畜の種類及び範囲	注射の方法	実施する区域	実施の期日
炭疽 ^そ 予防注射	牛の炭疽 ^そ の発生 予防	家畜防疫員が必要と認める 牛	皮下注射法	県下全域	平成24年 4 月 1 日から平成25年 3 月31日までの間において当該家畜の所在地を管轄する家畜保健衛生所長が指定する日

島根県告示第174号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により保安林の指定をするので、同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により告示する。

平成24年 3 月23日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 保安林の所在場所
松江市美保関町雲津736
- 2 指定の目的
土砂の崩壊の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び松江市役所に備え置いて縦覧に供する。)

島根県告示第175号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により、次のとおり告示する。

平成24年 3 月23日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 施行者の名称
出雲市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
平成14年島根県告示第868号出雲都市計画道路事業3・4・7号上新町線

3 事業施行期間

平成14年9月27日から平成27年3月31日まで

4 事業地

- (1) 収用の部分 変更なし
- (2) 使用の部分 なし

島根県告示第176号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により、次のとおり告示する。

平成24年3月23日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 施行者の名称

出雲市

2 都市計画事業の種類及び名称

平成17年島根県告示第772号出雲都市計画道路事業3・4・16号北本町南本町線、3・4・27号国道9号有楽町線及び3・4・28号下沢高西線

3 事業施行期間

平成17年7月1日から平成27年3月31日まで

4 事業地

- (1) 収用の部分 変更なし
- (2) 使用の部分 なし

島根県告示第177号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により、次のとおり告示する。

平成24年3月23日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 施行者の名称

出雲市

2 都市計画事業の種類及び名称

平成19年島根県告示第489号出雲都市計画道路事業3・5・42号元町中の島線

3 事業施行期間

平成19年6月8日から平成29年3月31日まで

4 事業地

- (1) 収用の部分 変更なし
- (2) 使用の部分 なし

公 告

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第2項の規定により、次の基本測量は、平成24年2月29日に終了した旨国土交

通省国土地理院長から通知を受けたので、同条第 3 項の規定により公告する。

平成24年 3 月 23 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 作業種類
基本測量（国土調査に伴う基準点測量）
- 2 作業期間
平成23年 8 月 1 日から平成24年 2 月 29 日まで
- 3 作業地域
松江市、雲南市

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第 1 項の規定により、公共測量の実施について浜田市長から次のとおり通知を受けたので、同法第39条において準用する同法第14条第 3 項の規定により公告する。

平成24年 3 月 23 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 作業種類
公共測量（3 級基準点測量、4 級基準点測量）
- 2 作業期間
平成24年 3 月 10 日から平成24年 10 月 31 日まで
- 3 作業地域
浜田市長浜町、日脚町

公 安 委 員 会 規 則

島根県道路交通法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年 3 月 23 日

島根県公安委員会委員長 川 津 愛 子

島根県公安委員会規則第 4 号

島根県道路交通法施行細則の一部を改正する規則

島根県道路交通法施行細則（昭和55年島根県公安委員会規則第 4 号）の一部を次のように改正する。

別表第 2 中

「				
高速自動車国道（中国横断自動車道・尾道松江線）	雲南市三刀屋町三刀屋1282番先から松江市乃白町971番先まで			を
」				
「				
高速自動車国道（中国横断自動車道・尾道松江線）	雲南市吉田町吉田4314番 8 先から松江市乃白町971番先まで			に、
」				
「				
一般国道431号	出雲市大島町56番 3 先から出雲市長浜町3057番12先まで			を
」				

「			」
一般国道431号		出雲市大島町56番3先から出雲市長浜町3057番12先まで	
一般国道485号（松江だんだん道路）		松江市西尾町643番1先から松江市矢田町505番1先まで	に、
」			」
「			
一般県道 出雲インター線		出雲市知井宮町1504番4地先から出雲市大島町23番地先まで	を
」			」
「			
一般県道 出雲インター線		出雲市知井宮町1504番4地先から出雲市大島町23番地先まで	
一般県道 吉田掛合インター線		雲南市吉田町吉田4314番8先から雲南市吉田町吉田4771番1先まで	に改
」			」

める。

附 則

この規則は、平成24年3月24日から施行する。